



鳥取県公報

令和7年6月27日（金）
号外第69号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（6）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 別表第1第2号コ又は第5号エに規定する標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第1号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 別表第1第2号コ(ア)から(オ)まで及び第5号エに掲げる車両に係る標章</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面</p> <p>(2) 別表第1第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる車両に係る標章</p> <p>ア 標章の交付を受けようとする者が別表第1第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面</p> <p>イ 略</p> <p>4 公安委員会は、第2項の申請があった場合において、別表第1第2号コ又は第5号エに掲げる車両のいずれかに該当すると認めるときは、別記様式第1号の2の標章を交付するものとする。</p> <p>5 前項の規定により交付を受けた標章を掲出する場合は、当該標章及びその別紙を車両の前面の見やす</p>	<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 別表第1第2号コ又は第5号エの指定を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第1号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる指定証及び標章（以下「指定証等」という。）の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 別表第1第2号コ(ア)から(オ)まで及び第5号エに掲げる車両に係る指定証等</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面</p> <p>(2) 別表第1第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる車両に係る指定証等</p> <p>ア 指定証等の交付を受けようとする者が別表第1第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面</p> <p>イ 略</p> <p>4 前項第1号に掲げる指定証等に係る申請を行う際には、申請に係る車両の自動車検査証若しくはその写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面を提示しなければならない。</p> <p>5 公安委員会は、別表第1第2号コ又は第5号エの指定をしたときは、別記様式第1号の指定証及び別記様式第1号の2の標章を交付するものとする。</p> <p>6 前項の規定により指定証等の交付を受けた者は、当該指定に係る車両を使用中、指定証を携帯すると</p>

い箇所に掲出しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第1号の2の2の届出書に変更の事実を証する書面の写しを添えて、速やかに公安委員会に届け出て、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第1号の2の3の申請書により、標章の再交付を申請することができる。

9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が到来したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(警察署長の駐車許可)

第6条 法第45条第1項ただし書の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難であると認められるものであること。

ともに、標章及びその別紙を車両の前面の見やすい箇所に掲出ししておかななければならない。

7 指定証等の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) 指定証等に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 指定証等を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

8 公安委員会は、指定証等の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該指定証等の返納を命ずることができる。

9 指定証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該指定証等（第3号の場合にあつては、亡失した指定証等）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 指定証等の有効期限が経過したとき。
- (2) 指定証等の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 亡失した指定証等が発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から指定証等の返納を命ぜられたとき。

(警察署長の駐車許可)

第6条 法第45条第1項ただし書の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能であると認められるものであること。

- ア 重量物若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- イ その他の車両にあっては、その用務先からおおむね100メートル以内
- 2 法第49条の5の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。
- (1)～(3) 略
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難であると認められるものであること。
- ア 重量物若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- イ その他の車両にあっては、その用務先からおおむね100メートル以内
- 3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第2号の5の申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、当該署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法により許可の申請をすることができる。
- 4 前項の場合において、用務の性質上、許可申請に係る駐車の場所を管轄する警察署が2以上あるときは、申請書はいずれかの警察署に提出すれば足りる。
- 5 第3項の申請書を提出する際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、署長が認めたときは、当該添付の全部又は一部を省略することができる。
- (1) 略
- (2) 申請に係る駐車の用務を疎明する書類
- (3) 申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面
- 6 略
- 7 署長は、駐車を許可したときは、別記様式第2号の5の許可証を交付しなければならない。ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない

- ア 重量物又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- イ その他の車両にあっては、その用務先から100メートル以内
- 2 法第49条の5の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。
- (1)～(3) 略
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能であると認められるものであること。
- ア 重量物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- イ その他の車両にあっては、その用務先から100メートル以内
- 3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第3号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、当該署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法により許可の申請をすることができる。
- 4 前項の申請書を提出する際には、次に掲げる書類又はその写しを添付し、併せて申請に係る車両の自動車検査証若しくはその写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面を提示しなければならない。
- (1) 略
- (2) 前号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面
- 5 略
- 6 署長は、駐車を許可したときは、別記様式第3号の許可証及び別記様式第3号の2の標章を交付しなければならない。ただし、第3項ただし書に規定す

い。

8 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る駐車をしている間、許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならない。

9 許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第3号の届出書に変更の事実を証する書面の写しを添えて、速やかに署長に届け出なければならない。

10 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第3号の2の申請書により、許可証の再交付を申請することができる。

11 署長は、許可証の交付を受けた者が第6項の規定による許可条件に違反するとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

12 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 駐車許可を取り消されたとき。

別表第1（第3条関係）

(1) 略

(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制（一方通行以外の通行禁止の規制に関連する指定方向外進行禁止の規制を除く。）を除く。）の対象から除外する車両
ア～ケ 略
コ 次に掲げる車両で、別記様式第1号の2の標章を掲出し、当該標章に記載する用途のために現に使用中のもの
(ア)～(サ) 略

(3)・(4) 略

(5) 駐車禁止、高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両
ア～ウ 略
エ 次に掲げる車両で、別記様式第1号の2の標

る場合は、この限りでない。

7 前項の規定により許可証及び標章の交付を受けた者は、当該許可に係る駐車をしている間、許可証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならない。

別表第1（第3条関係）

(1) 略

(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制（一方通行以外の通行禁止の規制に関連する指定方向外進行禁止の規制を除く。）を除く。）の対象から除外する車両
ア～ケ 略
コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの
(ア)～(サ) 略

(3)・(4) 略

(5) 駐車禁止、高齢運転者等専用時間制限駐車区間及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両
ア～ウ 略
エ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受

<p>章を掲出し、当該標章に記載する用途のために現に使用中のもの (ア)～(エ) 略 (オ) <u>保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両</u> (カ) <u>緊急の往診のため歯科医師が使用する歯科診療のための機材が搭載された車両</u> オ 略</p>	<p>け、当該用途のために現に使用中のもの (ア)～(エ) 略 オ 略</p>
--	---

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

除外標章交付申請書	
鳥取県公安委員会 様	年 月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号の2（第3条関係）

（その1）

（表）

通 行 禁 止	番 号 第 号
駐 車 禁 止	発行日 年 月 日
高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制 時間制限駐車区間規制	除外指定車
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 使 用 中	
車 両 番 号	号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
運転者の連絡先／用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日 まで
鳥取県公安委員会 	

（裏）

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び第49条の3第3項）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

(1) 標章の有効期限が到来したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

被交付者等

住所 氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(その2)

(表)

通 行 禁 止	番 号 第 号
駐 車 禁 止	発 行 日 年 月 日
高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制 除 外 指 定 車	
時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制	
色 素 性 乾 皮 症 患 者 使 用 中	
車 両 番 号	号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
運転者の連絡先／用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日 まで
除外期間	昼間（日の出から日没まで）に限る。
鳥取県公安委員会 	

(裏)

注 意 事 項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

 - 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
 - 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
 - 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び第49条の3第3項）
 - 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
 - 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
- この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 標章の有効期限が到来したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

被交付者等

住所 氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第1号の2の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号の2の2（第3条関係）

除外標章記載事項変更届	
鳥取県公安委員会 様	年 月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号の2の3（第3条関係）

除外標章再交付申請書	
鳥取県公安委員会 様	年 月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号の4の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の5（第6条関係）

<p>駐 車 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 様</p> <p style="text-align: center;">住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名（名称）</p> <p style="text-align: center;">電話</p>			
番号標に表示 されている番号			
許可を受けようと する日時期間			
許可を受けようと する場所			
許可を受けようと する理由			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">駐 車 許 可 証</p> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: 20px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 長 印</p>		条 件	
条 件			

備考 1 申請者は太枠を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号及び別記様式第3号の2を次のように改める。

別記様式第3号（第6条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号の2（第6条関係）

駐車許可証再交付申請書	
警察署長 様	年 月 日
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第3条第2項又は第6条第3項の規定により鳥取県公安委員会又は警察署長に提出された申請書その他の書類は、改正後の鳥取県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第3条第2項又は第6条第3項の規定により提出されたものとみなす。
- 3 鳥取県公安委員会がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧規則第3条第5項の規定により

交付した標章であって、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該標章の有効期限が到来するまでの間、新規則第3条第4項の規定により交付された標章とみなす。

- 4 警察署長が施行日前に旧規則第6条第6項の規定により交付した許可証及び標章（以下この項において「許可証等」という。）であって、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該許可証等に係る駐車許可の期間が満了するまでの間、新規則第6条第7項の規定により交付された許可証とみなす。